

総 財 財 第 ○ 号
令和 2 年 1 月 ○ 日

泉佐野市長 千代松 大耕 殿

総務大臣 高市 早苗

通 知 書

令和元年度特別交付税の12月交付額の決定（以下「本件決定」という。）につき、泉佐野市が令和元年12月25日付けでした審査の申立てについて、下記のとおり決定したので通知する。

記

地方交付税法18条1項の規定に基づく交付税の額に関する審査の申立ては、「交付税の額の算定の基礎について不服があるとき」に限られている。同条に基づく審査は、「算定の基礎」、すなわち、地方交付税法又はこれに基づく省令で定められた交付税の算定方法に従って個々の地方団体につき交付税の額を計算する際の誤りについての不服を対象としており、特別交付税の「算定方法」に対する不服等は審査の対象としていない。

しかるに、申立書に記載されている不服申立ての理由は、いずれも「算定の基礎」についての不服に当たらず、同条に基づく審査の対象とはならない。

よって、本件審査の申立てを却下し、本件決定の変更その他の措置は講じない。